

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	2026/07/00 (第1回)
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	桑折町 07301
地域名 (地域内農業集落名)	上・下郡アグリ集積地区 (上郡上代・下郡上代・下郡集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	79 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	64 ha
② 田の面積	43 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	36 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	24 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	22 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は桑折町の中央東部に位置し、中央を帯状に縦断する段丘斜面により高低差の分断がなされているものの、広域農道と県道が交差し交通の利便性は良く、小学校を中心に集落が形成されている。高地である地区北部は広域農道を境に水田地帯と畑・果樹地帯が分けられて営農されており、低地である地区南部は県道沿いに水田が集中し、上郡、伊達崎地区に近づくにつれ果樹地帯が広がる。営農状況については 既存の大規模農家の集積・集約も進み始めていることに加え、新規就農者も入作しており、営農条件が悪いと判断されるものを除き、積極的に耕作されている。

町全体で農業者の平均年齢が年々上がっている中、当地区においては、農地の担い手が後継者へ経営移譲する動きが徐々に始まっているものの、後継者不在の耕作地も多く、いかに効率よく利用していくかについて個人間ではなくエリア全体として集積・集約に向けた協議が必要となる。

また、西部の果樹地帯ではカラスやハクビシン等の鳥類、小動物による農作物被害が報告されており、大規模農家ほど被害が多く対策に苦慮しており、被害防止に有効な対策の検討や取組実践を図る必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

稲作については、圃場整備を行った水田が多いため、引き続き優良農地を守るべく、地域農業の担い手による集積を進めるほか、農地の条件に応じ、転作(大豆・麦、そば等)についても検討を進める。

畑作については、町の主要作物である果樹(桃等)やハウス栽培を主とした野菜を中心に農地の集積・集約を進める。なお、未収益期間を必要とする果樹については、品種による作業スケジュールを見据えた長期的な農地利用について地域農業者間で協議しながら進めていく必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
規模縮小や離農により新たな不耕作地が発生した際、農地利用最適化推進委員と農地バンクが連携し、農地を担う者へスムーズな利用調整が図れるよう細やかな情報共有を徹底する。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	41	%	将来の目標とする集積率
			50 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手による将来の農地のゾーニングにに向けた協議を目標地図を用いて実施し、農用地の集団化(集約化)を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地利用最適化推進委員会を中心に地域農業者の営農状況および農地の利用状況を随時確認、情報を整理するとともに地域内での協議について理解を得つつ、参加を促す取組を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方法
将来の経営農地の集約化を目指すため、耕作をしていない農地所有者へ農地の貸付けを促す。 また、耕作者が病気やケガ等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクを活用し、新たな受け手へのスムーズな付け替えを進めることが出来るよう、情報共有・連携を図る。
(3)基盤整備事業への取組
隣接地との境界に大きな段差のある農地や、狭小・不整形農地など効率的な営農ができない農地については大規模農家の集積に支障が出るおそれがあることから、複数農地の一体的な利用を図るため、段差解消や畦畔除去等、営農条件の改善に向けた支援について、国・県・農地中間管理機構の補助事業の利用を検討するとともに町による支援についても伊達西根堰土地改良区ほか関係団体を含めた協議・検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
既存耕作者の営農に支障のない範囲内において、新規就農者(予定を含む)が将来の担い手として営農規模を拡大出来るよう将来を見据えた農地利用のあり方について定期的に地域で話し合い、ふくしま未来農協、伊達果実農協が実施している技術指導も活用してもらいながら担い手の確保・育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
高齢化の進む現状で、多くの時間と労力を要する作業については、みらいアグリサービス株式会社等の事業体と連携しながら、農作業委託について調整を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ① 有害鳥獣対策実施隊による捕獲・駆除と並行して花火等による忌避策や誘因となるやぶの除去等により侵入・被害の防止を図っていく。
- ⑦ 多面的機能支払制度を活用した以下の団体を中心に農地・水路等の維持管理を行う。
＜広域組織＞
アグリネット
- ⑩ 小規模農地・不整形地の効率的利用を推進するため、複数農地の一体的な活用について基盤整備・営農条件の改善を含め検討を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 17 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	16経営体		33.1 ha	0 ha		35.5 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。